

文部科学省、休日まとめ取りに舵を切る！

(学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について (通知))

令和元年6月28日、文部科学省は、各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会に対し、「学校における働き方改革推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について (通知)」を掲出し、所管の学校等に対して、夏季等の長期休業期間中にまとめた休日を確保することに積極的に取り組むよう、指導・助言することを促した。これは平成14年の通称「まとめ取り方式の廃止」通知の廃止、つまり、学校閉庁日や研修等の削減により連続した長期休暇を取得できるよう環境整備を行うことを促すという180°の方向転換を意味するものである。

通知内容の概要 (全日教連要約・抜粋)

〈 背景 〉

H31.1.25 中央教育審議会答申
「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」



かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討
(中教審答申概要より抜粋)

〈 方向性 〉

長期休業日に休日の「まとめ取り」ができる環境整備を行うよう教育委員会に指示

〈 見直しを指示した具体的方策 〉

1. 研修について

最も適切で効果的な研修を！

法定研修も少なくできる！

- 都道府県と市町村で重複した内容の研修を整理・精選、オンライン研修等の実施
- 免許状更新講習と現職研修等の科目の整理・合理化や相互認定の促進
- 初任者研修は、目安(夏季休業等を使用した校外研修年間25日等)を必ずしも実施する必要なし
- 中堅教諭等資質向上研修に変更後、目安は示しておらず、日数等は弾力的に設定可能。



2. 部活動について

ガイドラインの厳守を！

学校教育活動ではあるが、
教育課程外であり、必ずしも
教師が担う必要のない業務！

- 長期休業中も、これまで同様週2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は長くても3時間程度にすること
- 長期の休養期間(オフシーズン)を設けること
- 大会・コンクール等の主催者に対し、以下の項目について見直しを促すこと
 - ・規模および日程や種類・数の精選・統廃合
 - ・参加資格(合同部活動や地域のスポーツ・文化団体が参加可能等)



「総合的な学習の時間」
については、立ち会いや
引率も必要ない！(中央
情勢報告No.2を参照)

3. 学習活動について

unnecessary 登校日はやめる！

- 授業を行う場合は、補修等の方法と比較して、各教科等の特質に応じて効果的かどうか十分に検討を行うこと
- 「総合的な学習の時間」の学校外の学習活動を夏季休業日中に行う場合、緊急連絡のみのために学校待機しない

4. その他

全ての慣習を見直し、自らが
働き方改革を進めよう！

- 家庭訪問・面談やプール開放、運動会の練習等の見直し
- 休業日中の地域行事等の取りまとめや引率をやめる

本通知の詳細は、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。御覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shot/ou/hatarakikata/1418538.htm



本通知は、1年単位の変形労働時間制を活用した休日の「まとめ取り」の導入を見据えており、そのためには、長期休業中の業務の精選・縮減は不可欠である。

全日教連は、各単位団体と連携し、夏季休業中の業務の精選・縮減に向けた取組が一層推進されるよう、教育委員会等に要望していく。併せて、全日教連会員には、本通知の意図を踏まえた上で、自身の意識改革をますます進めるとともに、各学校において、積極的に業務改善を進める中核となることを大いに期待する。